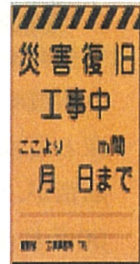


災害復旧事業の予算制度はどうなっているの???

～公共土木施設災害復旧に要する事業費の財源の仕組み～

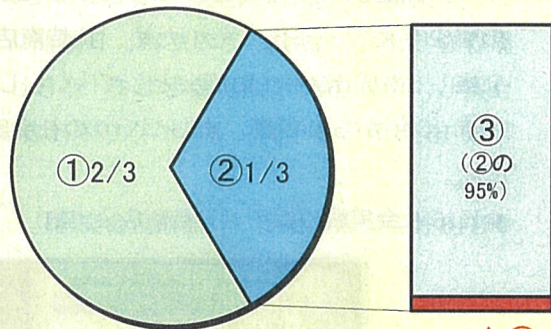
A) 突発的に生じた施設の復旧に要する事業費は、一自治体独自の財政力では非常に重荷となり、早期復旧が難しくなる場合があります。

このため、施設の早期復旧により公共の福祉の確保を図れるよう、『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』により、災害発生時には自治体の財政力に応じて国から特別の財政援助が行われます。



一般的には、災害復旧事業費の

- ① 2/3→国の負担額 (□)
- ② 1/3→地方の負担額【起債】※1 (■)
- ③起債の95%→国の負担額 (□)
※起債の償還時に元利(元金・利息)の95%が、国から地方へ地方交付税※2措置されます。
- ④起債の5%→地方の負担額 (■)



**地方の実質負担額は、
復旧費の2%程度**となります。

↑④
(②の5%)

～災害復旧事業の手厚い制度について～

災害復旧事業費の内、国が負担金として負担する割合は2/3ですが、

- ①災害の規模
- ②地方自治体の財政力

により、この割合のかさ上げを行う制度も定められています。国の負担割合が嵩上げとなる場合、結果として地方の実質負担が2%よりさらに低くなります。



例：平成14年の豪雨災害では、国の負担割合のかさ上げが行われました。

【一関市東山町東山大橋付近】

Keyword:

※1 起債：自治体が地方債を発行すること。

※2 地方交付税：自治体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から自治体に対して交付される資金。国税のうち、所得税・法人税・酒税の収入額の一定割合が充てられる。地方交付税交付金。